

早池峰自然環境保全地域

○自然環境保全地域の指定（昭和50年5月17日 環境庁告示第35号）

自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第22条第1項の規定に基づき次の区域を早池峰自然環境保全地域に指定したので、同条第7項において準用する同法第14条第4項の規定に基づきその区域を次のとおり公示する。

この自然環境保全地域の区域図は、環境庁、岩手県庁及び川井村役場に備えつけて供覧する。

- 1 区域の所在地 岩手県下閉伊郡川井村
- 2 区域 岩手県下閉伊郡川井村所在国有林川井営林署225林班は、口及びハの各小班並びにに小班の一部、226林班ろ、は、に、ほ、へ、と及びイの各小班並びに口小班の一部、227林班は、と、ち、り及びイの各小班並びに口小班の一部、228林班は1及びは2の各小班、236林班ほ小班、237林班ろ小班、245林班ろ及びはの各小班、246林班ろ、は及びにの各小班並びに320林班ろ、に、ほ、ハ及び二の各小班並びにい、へ、イ及び口の各小班の一部
- 3 区域図（省略）

○保全計画の決定（昭和50年5月17日 環境庁告示第36号）

自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第23条第1項の規定に基づき早池峰自然環境保全地域に関する保全計画を決定したので、同条第3項において準用する同法第15条第2項の規定に基づきその概要を次のとおり公示する。

- 1 保全すべき自然環境の特質その他当該地域における自然環境の保全に関する基本的な事項

本地域は、高山、亜高山植生及びすぐれた天然林の地域であって、我が国における蛇紋岩山地の自然の最も代表的な例である。本地域固有の又は稀少な植物の種類が多く、植物群落の類型、種類ともに多様であり、また、ブナ林からコメツガ林、キタゴヨウ林、アオモリトドマツ林、さらに高山帯に至る植生の典型的な垂直分布がみられる地域である。また、アカエゾマツの本州唯一の遺存産地があり、その南限自生地として貴重である。野生動物は鳥類、獣類、昆虫類ともに豊富で、特に高山蝶ベコヒカゲの固有群密度が高い。

以上のような蛇紋岩地植生の特性を含めた典型的な植生の垂直分布を有する地域の自然環境を維持するため、区域全体を特別地区として適正な保全を図る。

- 2 特に保全を図るべき土地の区域の指定に関する事項

本地域の全域を特別地区に指定し、その区域のうち中岳北部の高山帯及び石合沢のアカエゾマツ自生地を野生動植物保護地区として指定し、特に特徴ある植物、動物の保

護を図る。

3 保全のための規制に関する事項

自然環境保全法第25条第4項の規定による許可を受けないで行うことができる木竹の伐採の方法及び限度は、次に定めるところによる。

特別地区名	区域	伐採の方法及び限度
早池峰特別地区	岩手県下閉伊郡川井村所在国有林川井営林署225林班は、口及びハの各小班並びにに小班の一部、226林班ろ、は、ほ、へ、と及びイの各小班並びに口小班の一部、227林班は、と、ち、り及びイの各小班並びに口小班の一部、228林班は1及びは2の各小班、236林班ほ小班、237林班ろ小班、245林班ろ及びはの各小班並びに246林班ろ、は及びにの各小班	30%以内の択伐とする。 ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には、例外として2ヘクタール以内の皆伐（伐区はつとめて分散する。）を行うことができる。
	岩手県下閉伊郡川井村所在国有林川井営林署320林班ろ、に、ほ、ハ及び二の各小班並びにい及びへの各小班の一部	禁伐とする。 ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には、例外として10%以内の単木択伐を行うことができるものとし、320林班ろ、に、ほ、ハ及び二の各小班並びにい及びへの各小班の一部の崩壊地周辺で放置すれば崩壊の拡大が予想されるため又は保安林の機能の維持若しくは強化を図るための林相改良をする場合であって、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合に限り、例外として現在蓄積の30%以内の単木択伐を行うことができる。

(中岳北部野生動植物保護地区)	岩手県下閉伊郡川井村所在国有林川井営林署320林班イ及び口の各小班の一部	禁伐とする。
(石合沢野生動植物保護地区)	岩手県下閉伊郡川井村所在国有林川井営林署226林班に小班	禁伐とする。 ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には、例外として10%以内の単木択伐を行うことができる。

(改正 昭和52年9月8日 環境庁告示第38号)

自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第23条第1項の規定に基づき、早池峰自然環境保全地域[中略]に関する保全計画の一部を変更したので、同条第3項において準用する同法第15条第2項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

1 早池峰自然環境保全地域

保全のための施設に関する事項を定める。

(1) 施設の種類

標識等

植生復元施設

(2) 位置

岩手県下閉伊郡川井村

2 [省略]

○特別地区・野生動植物保護地区の指定 (昭和50年5月17日 環境庁告示第37号)

自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第25条第1項の規定に基づき早池峰自然環境保全地域の区域内に特別地区を指定し、及び同法第26条第1項の規定に基づき同自然環境保全地域の特別地区内に野生動植物保護地区を指定したので、同法第25条第2項及び第26条第2項において準用する同法第14条第4項の規定に基づきその区域を次のとおり公示する。

これらの区域を表示した図面は、環境庁、岩手県庁及び川井村役場に備えつけて供覧する。

1 早池峰特別地区

早池峰自然環境保全地域の全域

2 野生動植物保護地区

(1) 中岳北部野生動植物保護地区

ア 保護すべき野生動植物の種類

野生植物

リシリシノブ、ザラツキヒナガリヤス、ナンブソモソモ、タカネシバズゲ、オノエズゲ、チシマアマナ、ナンブトラノオ、コバノツメクサ、カトウハコベ、ナンブイヌナズナ、キンロバイ、ナンブトウウチソウ、ミヤマヤマブキショウマ、チシマフウロ、チシマツガザクラ、エゾノツガザクラ、カラフトヒメシャクナゲ、ウラシマツツジ、ヒメコザクラ、ミヤマアケボノソウ、ウコンウツギ、ヤブヒョウタンボク、チシマギキョウ、ナガバキタアザミ、ハヤチネウスユキソウ、タカネヤハズハハコ、サマニヨモギ

野生動物

ベニヒカゲ

イ 区域

岩手県下閉伊郡川井村所在国有林川井営林署320林班イ及び口の各小班の一部

(2) 石合沢野生動植物保護地区

ア 保護すべき野生植物の種類

アカエゾマツ

イ 区域

岩手県下閉伊郡川井村所在国有林川井営林署226林班に小班

3 区域図（省略）